

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和56年1月16日、資格喪失日が57年1月16日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格取得日を56年1月16日、資格喪失日を57年1月16日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月16日から57年1月16日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、資格取得及び喪失日に係る届出が2年以上経過後に事業所から提出されたが、時効により保険料を徴収できないことから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない旨の回答を得た。

申立期間はA事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和56年1月16日、資格喪失日が57年1月16日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、A事業所の回答及び同事業所が保管する申立人に係る人事発令の写しにより、申立人は、昭和56年1月16日から57年1月16日まで、当該事業

所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 56 年 1 月から同年 12 月までのオンライン記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和20年1月21日、資格喪失日は同年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月21日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年1月にA事業所B製作所において勤務した後、転勤により同事業所C製作所で継続して勤務していたと主張するところ、厚生年金保険被保険者台帳から、申立人は同事業所B製作所において18年12月8日に資格を取得し、20年1月21日に転勤を理由として資格を喪失していることが確認できる上、同事業所C製作所及びその疎開工場における仕事や事実経過の内容には具体性があり、これらの内容は、文献や専門家の研究内容及び申立期間当時に同事業所C製作所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっている者が証言する当時の事業所の状況と一致していることから判断すると、申立人は継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所B製作所における資格喪失理由が転勤にもかかわらず、その後の同事業所C製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については年金事務所に保管されておらず、申立人の年金記録を確認することはできない上、年金事務所は同事業所同製作所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保管されていない原因は不明と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人の主張及び同僚の供述等から判断すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 20 年 1 月 21 日、資格喪失日は同年 9 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 16 日から 44 年 7 月 26 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証は、旧姓で発行されており、再交付の押印も無く、申立人が昭和 45 年 7 月に婚姻していることを踏まえると、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該被保険者証にはその表示が無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、3 回の被保険者期間のうち、支給日直近の 2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなくして国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和22年8月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。C社（申立期間当時はA社）には、昭和 18 年 10 月 1 日から 52 年 9 月 30 日まで継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社が発行した在籍証明書及び同僚の証言から、申立人が昭和 18 年 10 月 1 日から 52 年 9 月 30 日まで継続して同社（申立期間当時はA社）に勤務していたことが確認できる。

しかし、i) 所在地が「D」と記載されているA社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（「Eへ移転」との記載あり）によれば、A社B支社は昭和 22 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、申立人は、同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したこと、ii) 所在地が「E」と記載されているA社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A社B支社は同年 8 月 1 日に再度、厚生年金保険の適用事業所となり、申立人は、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録においては申立期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

一方、年金事務所において、別途、所在地が「E」と記載されているA社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保管されているところ、書換え後と考えられる当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 19 年 6 月 1 日、資格喪失日は 27 年 2 月 14 日と記載されていることが確認できる。

また、元同僚は、申立人と同様、所在地移転前及び所在地移転後における書換え前と考えられる健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、被保険者期間の欠落が生じることとなるが、書換え後と考えられる健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、被保険者記録が継続していることが確認できる上、オンライン記録においても被保険者期間の欠落は無いことが確認できる。

さらに、元同僚は、「申立期間当時、支社の移転があったが、申立人を含め全員継続勤務していた。毎月の保険料控除もあったと思う。」、「自分も当初は昭和 22 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで空白期間があったが、年金特別便の回答をしたところ、年金事務所で資格喪失日が同年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日に訂正された。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、A社の事業主は、申立人が昭和 22 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和 22 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 1 日から同年 7 月 26 日まで

申立事業所に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が事実と異なることを知った。

申立期間について、給与額は 20 万円だったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「給与は固定給だったので、標準報酬月額が下がることはない。」と主張しているものの、申立期間に係る給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、申立期間当時の事業主は、「申立期間当時、会社の業績が悪かったので、申立人の給与を下げた記憶がある。申立期間当時の厚生年金保険について、実際の給与支給額に基づいた適正な届出をし、届け出た標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた。」と回答している。

さらに、A事業所と顧問契約のあった社会保険労務士は、「A事業所に係る社会保険関係資料は保管していないが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出は、給与額に基づいた適正な届出をしたと記憶している。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答を得たが、A事業所に平成 4 年 3 月 31 日まで在籍していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所を平成 4 年 3 月末で退職、空白無く同年 4 月 1 日に再就職した。」と主張している。

しかし、雇用保険の加入記録によれば、申立人は平成 4 年 3 月 30 日にA事業所を離職していることが確認できるところ、オンライン記録によれば、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日は当該離職日の翌日である同年 3 月 31 日と確認できる。

また、A事業所は、「社員カード早見一覧表」に、申立人は平成 4 年 3 月 30 日を退職日と記録されているため、申立期間は勤務していないと回答している。

さらに、A事業所の経理担当者は、「申立人から申立期間の厚生年金保険料を控除していない。」と回答しており、A事業所から提出された「月別給料一覧表」の写しからは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 4 日から 35 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所には昭和 32 年から 36 年まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が、申立人がA事業所に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の当該事業所における勤務期間について明確に記憶している者はおらず、申立期間における申立人の勤務状況を確認できる証言は得られなかった。

また、申立人及び複数の同僚が社会保険事務担当者として記憶している者について、該当するとみられる者は、既に死亡していることが確認でき、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況を確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所は既に廃業しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる元事業主及び商業登記簿謄本から確認できる代表取締役及び役員は、既に死亡又は連絡先を特定できないことから、上述の元事業主及び代表取締役の遺族から聴取したものの、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について証言及び資料を得ることはできなかった。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和 34 年 8 月 4 日に資格を喪失し、その後、35 年 4 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月1日から34年1月20日まで
② 昭和34年1月21日から39年3月1日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 39. 7. 18」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は、事業所を退職した約4か月後の昭和39年7月に旧姓から新姓に氏名変更されている上、当該変更処理日は、前述の「脱」の表示が記された年月と同じであり、申立期間の脱退手当金は同年11月19日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 1 日から 31 年 7 月 20 日まで
② 昭和 31 年 8 月 5 日から同年 10 月 26 日まで
③ 昭和 32 年 1 月 29 日から 33 年 8 月 31 日まで
④ 昭和 34 年 6 月 26 日から 39 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 49 年 6 月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を特例納付しているが、その際の納付期間が申立期間と重複する 36 年 4 月以降であることを踏まえると、その時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

また、申立人の申立期間④に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 6 日から 41 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 41 年 6 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 15 日から 41 年 4 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る事業所を申立人と同時期に資格喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる複数の元従業員は、「会社の同僚から脱退手当金の話を聞き、自分で手続を行った。」、「同僚同士で脱退手当金について話をしており、同じ頃勤めていた人はもらっている人が多いと思う。」と述べている上、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、強制加入期間があったにもかかわらず、国民年金への加入及び保険料の納付を行っておらず、昭和 51 年 10 月まで厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1832

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 11 日から 41 年 3 月 1 日まで
② 昭和 41 年 5 月 6 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 11 月 7 日から 42 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 42 年 2 月 21 日から 43 年 2 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間④に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和 43 年 7 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 26 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和 40 年 6 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月20日から54年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和54年4月1日にA事業所で厚生年金保険被保険者となった旨の回答を得たが、申立期間当時は代表取締役として勤務しており、一緒に働いていた社員は厚生年金保険被保険者となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所の給与マスターカードに記録された申立人の厚生年金保険被保険者記号番号、健康保険被保険者番号及び被保険者資格取得年月日(昭和54年4月1日)は、申立人に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料に上乗せして付加保険料を納付していることが確認できる上、申立人が提出した年金手帳の記録からも、昭和54年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人が提出した申立期間に係る確定申告書の社会保険料控除欄には、国民年金保険料及び国民健康保険料が記載されており、当該国民年金保険料の金額は、当時の国民年金保険料に付加保険料を加えた金額とおおむね一致する。

加えて、A事業所は、「当時の資料は保存されておらず、申立人に係る厚生年金保険の記録は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 4 月 10 日から 23 年 4 月頃まで
② 昭和 27 年 11 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会をしたところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間①はA事業所、申立期間②はB事業所に勤務していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 23 年 4 月に入籍するまで、A事業所に勤務していた。」としているところ、オンライン記録によれば、当該事業所において、昭和 21 年 4 月 10 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、年金事務所は、「健康保険厚生年金保険被保険者名簿の原本によると、A事業所は、昭和 21 年 4 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。」と回答している。

また、事業所名簿によれば、A事業所は、昭和 22 年 12 月 5 日に、再び厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、同日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得した全ての者の記録を確認したが、申立人の新たな記録は見当たらない上、同日以降に被保険者資格を取得している者のうち、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる複数の同僚についても、オンライン記録によれば、21 年 4 月 10 日から 22 年 12 月 5 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。

申立期間②について、申立人は、「昭和 27 年 11 月に、下請工場を統合し、B 事業所が法人設立された際、夫と一緒に厚生年金保険に加入したと考える。」としているところ、オンライン記録によれば、B 事業所において、昭和 33 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、申立人に対して、昭和 33 年 3 月 5 日付けで被保険者記号番号が払い出され、同年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 3 日から 43 年 2 月 29 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、A事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した社員旅行の写真及び同僚の妻の証言から、申立人は、勤務した期間は特定できないものの、A事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は、昭和 46 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が同僚として挙げた者は、オンライン記録において、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、A事業所は、「事業所が厚生年金保険に加入する前に保険料の控除をすることはない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間の標準報酬月額が低くなっていたことに気付いた。給料が減額された記憶は無いので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「当時を思い起こしても、給与が減給された覚えは無い。」と主張しているが、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立人が申立期間当時得ていた給与総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A事業所（適用事業所名は、B事業所）に申立人の標準報酬月額について照会したところ、「申立期間当時の書類は無いため、申立人の主張する標準報酬月額について確認することができない。」と回答している。

さらに、申立期間について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。